

御宿町農業生産費高騰対策支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年10月17日

御宿町長 石田 義廣

要綱第15号

御宿町農業生産費高騰対策支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、コロナ禍において原油価格の高騰や円安の影響等に伴い、農業生産資材の価格が高騰していることから、農業生産費の高騰対策として、農業者の営農継続を支援するため農業者に対し、予算の範囲内において御宿町農業生産費高騰対策支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、御宿町補助金等交付規則（平成6年規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「税申告」とは、法人税法（昭和40年法律第34号）第74条による確定申告、所得税法（昭和40年法律第33号）第120条による確定所得申告及び地方税法（昭和25年法律第226号）第317条の2による市町村民税の申告をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる農業者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者であって、今後も営農を継続する意思があるものとする。

- (1) 令和3年分税申告（法人にあっては、補助金の交付申請を行う直前の事業年度における税申告（以下次条において同じ。））をした者のうち農業収入があるもので、令和4年度営農計画書を御宿町農業再生協議会（産業観光課内）に提出していること。
- (2) 町内に主たる事業所を有する法人又は町内に住所を有する個人であること。
- (3) 御宿町暴力団排除条例（平成23年条例第12号）第2条第1号に規定する暴力団又は、同条第3号に規定する暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。
- (4) 本町における税を滞納していないこと。

(交付額等)

第4条 補助金の交付額は、令和3年分税申告において、農業に係る経費として申告したもののうち、肥料費、飼料費、諸材料費及び動力光熱費（法人にあっては、肥料費、飼料費、諸材料費及び動力光熱費に相当する額）の合計額に10%を乗じて得た額（1,000円未満切捨て）を、1補助対象者あたり10万円を上限に交付する。

(交付申請及び請求書)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、御宿町農業生産費高騰対策支援補助金交付申請書兼請求書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 令和3年分税申告にて、農業における経費が確認できる書類の写し（法人の場合は直前の事業年度税申告）
- (2) 誓約書（別記第2号様式）
- (3) 補助金の振込先が確認できる通帳の写し又はキャッシュカードの写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請期限は、令和4年12月28日までとする。

（交付の決定等）

第6条 町長は、前条第1項の申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、御宿町農業生産費高騰対策支援補助金（交付・不交付）決定通知書（別記第3号様式）により通知するものとする。

2 町長は、補助金を交付するものと決定したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

3 第1項の規定により交付決定したものについて、補助金の交付をもって交付額の確定をしたものとみなす。

（交付決定の取消し等）

第7条 町長は、補助金の交付の決定を受けた者が偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたときは、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

2 町長は前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に町長が定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。